**水道料金変更のお知らせについて**

**国頭村役場 建設課 水道係よりお知らせします。**

**消費税法の改正に伴い、令和元年１０月１日より消費税率が８％から１０％へ引き上げられます。**

**水道料金につきましても、１１月検針分（１２月請求分）の料金より１０％の税率が適用されます。**

**今回の変更は消費税のみであり、基本料金・超過料金・メーター使用料は従来通りとなります。なお、詳しい事につきましては、建設課 水道係までお問い合わせ願います。**

**国頭村役場 建設課 水道係**

**電話番号：０９８０－４１－２８６９**